

No.2 有害鳥獣被害について（平成28年8月受付）

内容	ここ1年位本当に腹が立っています。 それは、猪・鹿・猿・キョンの事です。 野菜や花作りを楽しみにし、それを食べたり、ながめたりと、草を取ったり、種をまいたりしていますが、それが猿のために無駄になり食べられなくなるのです。そのために大金を掛けて柵を作りましたが、それと言うのも、三軒まともらないと柵は補助ではできませんとの事です。 有害な動物を退治して、動物の生態系を守るのか人間の生態系を守るのか、でないとますます過疎化が進み、部落がなくなり町迄なくなると思います。
回答	〇〇様のご指摘のとおり、国の補助金を受けて設置する侵入防止柵は広域的な範囲の進入防止を目的としているため、3戸以上でないと設置することができません。 しかしながら、この要件により設置ができない個々のご家庭での被害は深刻な問題ととらえております。そのため以前より国、県に対し要件の緩和等を要望しているところでありますが、今後も引き続き要望してまいります。 なお、町では、農地等に設置する電気柵の購入に対して、補助金を交付しておりますので、こちらもご検討くださるようお願い申し上げます。 また、有害鳥獣駆除については、大多喜町猟友会に業務委託し、春期、秋期、冬期に猟銃による一斉駆除やワナ設置による捕獲を行っております。一斉駆除を行わない夏季についても、猟友会による猿被害防止のパトロールを実施しているところであります。 今後も大多喜町猟友会と協力し、有害鳥獣による農作物への被害防止、駆除に努めてまいりますので、ご了承願いたいと考えます。